

税金・保険・年金

市民課・保険年金課・納税課の休日窓口

☎ 4月9日(出)・24日(日)、5月14日(出)

☎ 午前9時～午後1時

☎ 保険年金課は国民健康保険のみ取り扱い

☎ 市民課(市役所2階・市役所1階101会議室)

☎ 481-7041~5、保険年金課(市役所2階) ☎ 481-7052、納税課(市役所3階) ☎ 481-7214~20

国民健康保険加入者の傷病手当金支給の適用期間を6月30日(木)までに再延長

適用期間/令和2年1月1日～令和4年6月30日(木)で療養のため仕事を休んだ期間

☎ 給与などの支払いを受けている国民健康保険の加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染し療養のため仕事を休み、給与などを受けることができない場合、世帯主からの申請により傷病手当金を支給

☎ 保険年金課 ☎ 481-7053

国民年金前納割引制度(現金払い前納)

納付書で国民年金保険料1年度分を一括で前払い(前納)すると、年間で3530円の割引、6カ月分を前納すると、半年間で810円の割引となります。これらの納付書は日本年金機構から4月上旬に送付されます。

納付書で2年度分の前納も可能です(年金事務所へ要問い合わせ)。2年度分、1年度分、6カ月分(前期)前納の納付書の使用期限は5月2日(月)です。

☎ 日本年金機構府中年金事務所国民年金第1課 ☎ 042-361-1011 (保険年金課)

令和4年度土地・家屋・償却資産の課税台帳の閲覧

市内に土地・家屋・償却資産を所有している方は、固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分(名寄帳)を閲覧できます。

☎ 1名義につき200円※ただし縦覧期間(5月31日(火)まで)は令和4年度課税台帳に限り無料

☎ 本人確認書類

※代理人の場合は、委任状または代理人選任届も必要 ☎ 資産課税(市役所3階) ☎ 481-7205~9

新築住宅に対する固定資産税の軽減の終了

次の家屋の固定資産税は令和4年度からは通常の税額となります。

☎ 詳細は4月22日(金)発送の通知書に記載

対象の家屋	新築された日
一般の家屋	平成30年1月2日～平成31年1月1日
	平成28年1月2日～平成29年1月1日
認定長期優良住宅に対する固定資産税減額の申告をした家屋	平成28年1月2日～平成29年1月1日
	平成26年1月2日～平成27年1月1日

☎ 資産課税 ☎ 481-7208・9

健康

お薬手帳の活用を

薬は用量と用法を守って服用することが大切です。飲み合わせや重ねて飲むことによって薬で副作用を起こすことがあります。

安全な服薬のために、アレルギーなどの大切な情報をお薬手帳に必ず記載しましょう。お薬手帳は、通院先や薬局ごとに作らず、1人1冊にまとめて医師・歯科医師・薬剤師に提示してください。院内処方医療機関では、お薬手帳に記載を依頼してください。

☎ 保険年金課 ☎ 481-7566

医療機関受診勧奨通知を3月末に発送

自覚症状がないまま進行することが多い生活習慣病の重症化予防には、早期の治療開始が重要です。

案内が届いた方は、医療機関で受診してください。☎ 令和3年5～8月に受診した国民健康保険の特定健康診査の結果が「要医療」となった方のうち、医療機関での受診が確認できない方

☎ 発送後、保険年金課から電話で受診状況を確認する場合あり

☎ 保険年金課 ☎ 481-7566

高齢者用肺炎球菌定期予防接種(一部費用助成)

☎ 令和5年3月31日(金)まで

☎ 調布市・狛江市・三鷹市の指定医療機関

☎ これまでに肺炎球菌予防接種(23価)(自費を含む)を受けたことのない、次の①②いずれかに該当する方
① 下表対象年齢の方
② 接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、1級の身体障害者手帳を所持しているか、これと同等の状態にある方

令和4年度 高齢者用肺炎球菌定期予防接種対象者

年齢	対象となる生年月日
65歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生
70歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生
75歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生
80歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生
85歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生
90歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生
95歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生
100歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生

※再接種(2回目以降)の場合は助成対象外

☎ 2500円※生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は、受給証明書(生活福祉課(市役所3階)で交付)を医療機関へ提出すると無料

☎ 対象年齢の方への通知は4月下旬を予定

☎ 健康推進課 ☎ 441-6100

ハチマルニイマル 8020表彰のための無料歯科健診

市内在住の80歳以上で、20本以上の歯がある方を表彰する「8020健康賞」の候補を選びます(過去に受賞したことのある方を除く)。

☎ 4月23日(土)までに直接調布市歯科医師会会員の歯科クリニックへ

☎ 調布市歯科医師会 ☎ 485-4892、健康推進課 ☎ 441-6100

HPV(子宮頸がん予防)ワクチン キャッチアップ接種



積極的勧奨を差し控えていた時期に接種機会を逃した方を対象に、キャッチアップ接種を実施します。詳細は、市 ☎ (上のQRコードからアクセス可) でご確認ください。

☎ 調布市・狛江市・世田谷区・三鷹市・府中市の指定医療機関

☎ 平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女子
※順次対象者へ通知

☎ 回数/最大3回(未接種分)

☎ 無料(公費負担)

☎ 健康保険証、母子健康手帳、予診票

☎ 指定医療機関(市 ☎ 参照)へ予約

☎ 原則保護者同伴。保護者の同伴がない場合は、保護者同意書と予診票への保護者自署が必要(13歳以上に限る)

☎ 健康推進課 ☎ 441-6100

風しん抗体検査・定期予防接種(風しんの追加的対策事業)

☎ 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性(風しん抗体検査で十分な量の風しんの抗体があることが判明している方は検査不要)

☎ 無料

☎ 直接指定医療機関にクーポン券を持参

☎ 令和3年度までに未受診の方へ、令和4年度に利用可能なクーポン券を5月下旬ごろに送付予定。クーポン券が届く前に受診を希望する場合は、令和3年度以前に発行済みのクーポン券を利用。調布市へ転入またはクーポン券を紛失した方は健康推進課へ申請

☎ 健康推進課 ☎ 441-6100

「暮らしの情報」は11面に続きます

安全・安心な住環境への支援

住宅の耐震化に関する助成制度

☎ 昭和56年5月31日以前に建築された、市内の一戸建て木造住宅と分譲マンション

◎木造住宅耐震化促進事業

耐震アドバイザー派遣(無料) / 市が依頼した専門機関が訪問し、相談や簡易診断を行う

耐震診断 / 診断費の3分の2を助成(15万円まで)

耐震改修 / 改修工事費の2分の1を助成(80万円まで)

◎分譲マンション耐震化促進事業

耐震アドバイザー派遣(無料) / 市が依頼した専門機関が訪問し、相談や助言などを行う

耐震診断 / 診断費または延べ面積に1平方メートル当たり2000円をかけた額のいずれか低い額を助成(100万円まで)

補強設計 / 設計費または延べ面積1平方メートル当たり2000円をかけた額のいずれか低い額を助成(200万円まで)

耐震改修 / 改修工事費の23%または住戸数に50万円をかけた額のいずれか低い額を助成(2000万円まで)

よりよい住まいづくり応援制度

◎バリアフリー適応住宅改修補助

補助対象工事費の2分の1相当額を補助(10万円まで)

◎太陽光発電設備等取付け等補助

※令和4年4月1日から申請期間を6カ月に延長
太陽光発電設備 / 公称最大出力1kw当たり2万5000円に相当する額を補助(10万円まで。設置後申請)
太陽熱利用機器 / 補助対象工事の10分の1相当額を補助(10万円まで。設置後申請)

◎分譲マンション管理アドバイザー派遣事業(無料)

☎ 市内の分譲マンションの管理組合または区分所有者全員の同意により選任された代表者

☎ 市が依頼した専門機関が訪問し、維持管理に関する相談を受け、助言などを行う

☎ 太陽光発電設備等取付け等補助を除き、契約前に申請が必要

☎ 住宅課 ☎ 481-7545・☎ 481-6800

☎ jyutaku@w2.city.chofu.tokyo.jp